

COP24の結果と今後の課題

第5回地球温暖化に関する九州カンファレンス

2019年1月18日

高村 ゆかり（東京大学）

Yukari TAKAMURA (The University of Tokyo)

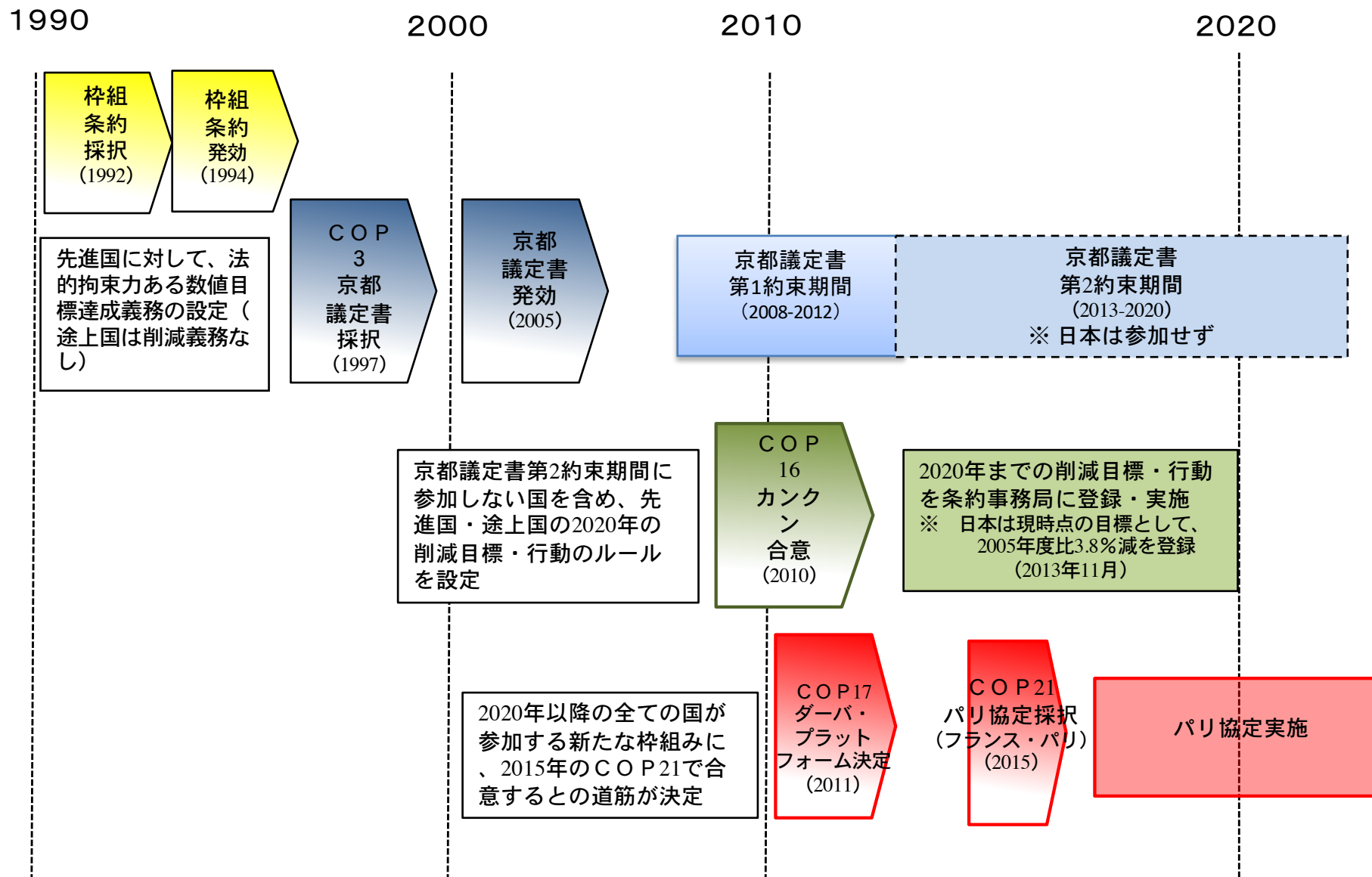
E-mail: Yukari.takamura@ir3s.u-tokyo.ac.jp

- パリ協定とCOP24の位置
- COP24での決定事項と注目点
- その他の注目点
- 今後の見通しと課題

温暖化交渉の展開

- 1992年 地球サミット(リオサミット): 国連気候変動枠組条約採択(1994年発効)
- 1997年 COP3(京都会議): 京都議定書採択(2005年発効)
- 2010年 COP16(カンクン会議): カンクン合意(2020年までの国際ルール合意)
- 2015年12月 COP21(パリ会議): パリ協定採択
- 2016年11月4日 パリ協定発効
- 2016年11月 COP22(マラケシュ会議) = パリ協定の最初の締約国会議(CMA1)
- 2017年11月 COP23(フィジー/ボン会議)
- 2018年12月 COP24(カトヴィツェ会議) = パリ協定の実施ルール採択
- パリ協定の締結状況
 - 183カ国+EUが批准。世界の排出量の89%以上を占める(2019年1月4日時点)

気候変動に関する国際交渉の展開



パリ協定の概要

規定	主要な規定事項
前文・定義(1条)・目的(2条)・原則(3条)	協定の目的、全ての国の野心的な努力、努力の進展、途上国への支援の必要性
排出削減策(4条)・森林、REDDプラス(5条)、市場メカニズム(6条)	長期目標、各国目標(提出/保持/国内措置実施)の義務、目標の条件、差異化、支援、情報提出義務、目標提出の時期・時間枠、中長期低炭素戦略、森林、REDDプラス、市場メカニズムなど
適応(7条)・損失と損害(ロス & ダメージ)(8条)	世界の適応目標、協力の責務、各国の適応計画実施義務、ワルシャワ国際メカニズム、ロス&ダメージの理解、活動、支援促進の責務など
資金(9条)	先進国の支援義務、途上国の自発的支援、情報提出義務、資金メカニズムなど
技術開発・移転(10条)	世界ビジョン、技術メカニズム、技術枠組みなど
能力構築(11条)・教育・公衆の認識向上(12条)	目的、原則、支援の提供、報告、組織など
行動・支援の透明性(13条)	各国の行動・支援の進捗報告、レビューなど
全体の進捗評価(14条)	全体の進捗評価の目的、範囲、2023年開始、5年ごとの評価、各国目標との関係
実施と遵守の促進(15条)	実施と遵守の促進ための手続と組織
組織事項(16-19条)	締約国会議(CMA)、補助機関、事務局など
発効要件など(20-29条)	発効要件(批准国数、排出量割合など)、紛争解決など

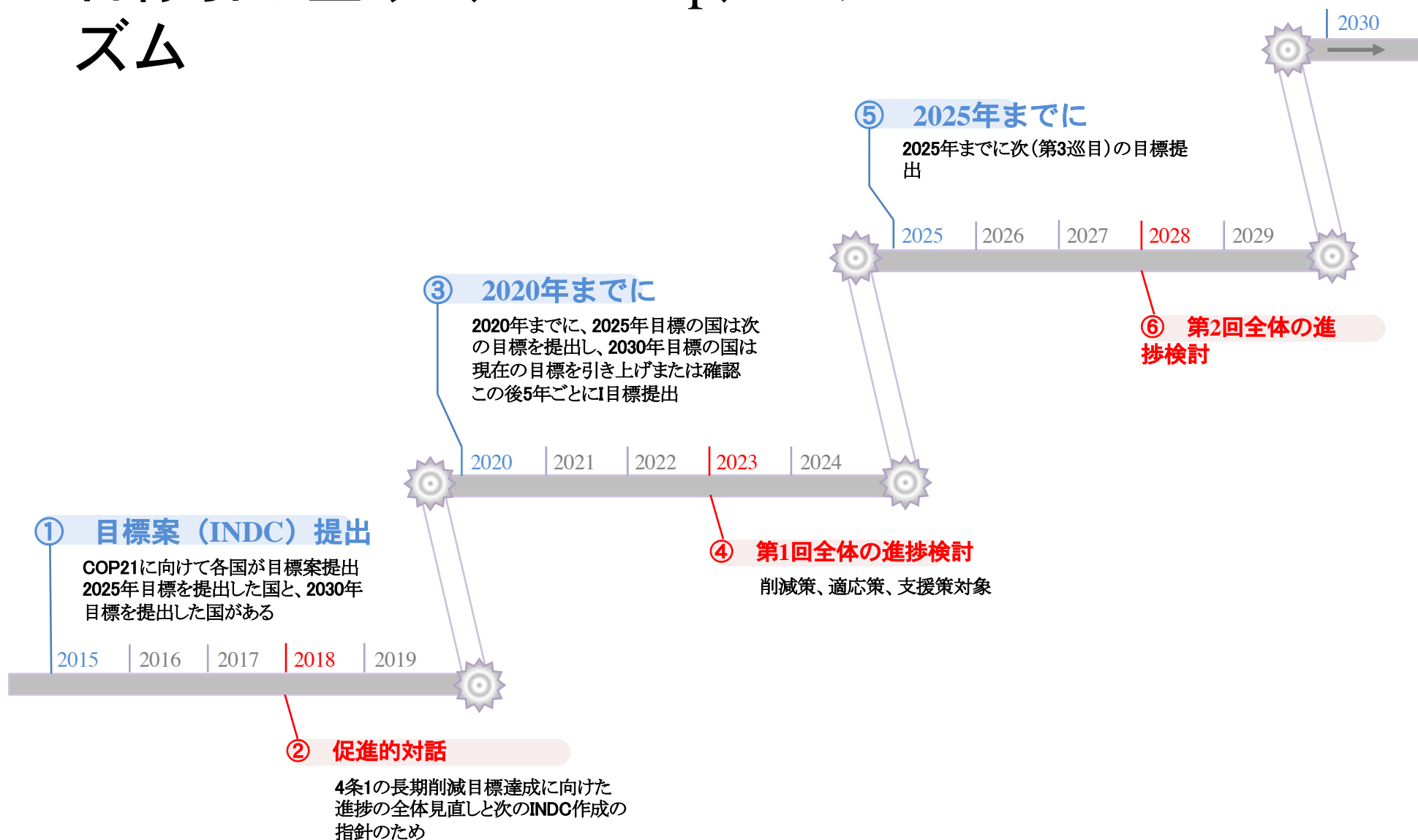
パリ協定のポイント

- 国を法的に拘束する国際条約（京都議定書と同じ）
- 脱炭素化を目指す明確な長期目標
 - 気温上昇を2°Cを十分に下回る水準に抑制。1.5°Cの努力目標
 - 今世紀中の「排出実質ゼロ」「脱炭素化」
- 5年のサイクルの目標引き上げメカニズム（ratchet-upメカニズム）
 - 全体の進捗評価をし、各国が今より高い削減目標を提出することで、長期目標に近づいていく仕組み
- 排出削減だけでなく、温暖化の悪影響への適応、資金などの支援策も定める
- 絶妙できめ細やかな差異化：二分論からの転換

パリ協定の排出削減のメカニズム

- パリ協定は、目標を作成し、提出し、達成に向けて国内措置を実施することをすべての国共通の法的義務とする
- 目標に関して一定の条件付け
 - 先進国は国別絶対排出量目標を約束する責務。途上国も時間とともにそちらに移行(“同心円の差異化”)
 - 次の目標はその時のその国の目標をこえるものでなければならず、その国ができる最も高い削減水準でなければならない(4条3) = progression/no-backsliding(後戻り禁止)と最高水準の削減努力
 - 5年サイクルの定期的な目標引き上げプロセス(Ratchet-up mechanism)を置く
- 2050年頃を目処とする低炭素発展戦略を作成し、提出する責務(4条19)。2020年までに提出要請(1/CP.21)
- 2年ごとに各国の目標とその進捗について検証する手続
- 遵守促進のメカニズム

目標引き上げ（ratchet-up）メカニズム



COP24(カトビツェ会議)の 位置づけと注目点

- 2018年～2020年の重要性: パリ協定の本格始動に向けた制度整備と実施の準備
- パリ協定実施規則(ルールブック)合意
- 2020年の目標提出と目標引き上げメカニズム
 - 2018年のタラノア対話(促進的対話)
- 米国、ブラジルなどの動向
- 自治体やビジネスなどの非国家主体の取り組み

2020年までの道筋

	2017年 1-6月	2017年 7-12月	2018年 1-6月	2018年 7-12月	2019年 1-6月	2019年 7-12月	2020年 1-6月	2020年 7-12月
COP議長国	フィジー		ポーランド		チリ		西洋その他(予定)	
G7議長国	イタリア		カナダ		フランス		米国	
G20議長国	ドイツ		アルゼンチン		日本		サウジアラビア	
UNFCCC 京都議定書 パリ協定		・COP23	タラノア対話			・COP25 ・IPCC海 洋特別報 告書、土 地・土壌 特別報告 書(9月)	・約束草案(INDC)提 出期限 ・2050年長期低炭素 戦略提出期限	
	パリ協定実施規則交渉			・COP24 ・パリ協定 実施規則 合意 ・IPCC1.5 度特別報 告書(10 月)				・COP26
国連などの動 き		・One Planetサ ミット(パ リ・12月)		・カリフォ ルニア気 候サミット	・モントリ オール議 定書HFC規 制開始(1 月)	・国連気候 サミット(9 月)	・CBD COP15 ポスト愛知 目標(予定) ・ICAO 市場メカニズム開 始(予定)	
各国の出来 事など	・米国パリ 協定脱退 表明(6月)			・米国中間 選挙(11 月)	・欧州議会 選挙			・米国大統 領選挙(11 月)

パリ協定の実施指針 主な項目

4条 緩和	①NDCの特徴(4条の項目、目標の定量化等追加項目 など) ②明確性・透明性・理解促進のための情報(削減目標年、期間、対象ガス など) ③アカウンティング(IPCCに基づくGHGの算定方法、6条や土地セクター など)
7条 適応	①適応報告書(報告事項(例:気候変動による影響と脆弱性の評価) など)
6条 市場メカニズム	①協力的アプローチ(JCMタイプ。アカウンティングの方法、二重計上防止 など) ②国連管理型市場メカニズム(CDMタイプ。ルール、手続き、ガバナンス など) ③非市場アプローチ
9条 資金 (※適応基金など協定に位置づけられてない資金交渉あり)	①資金支援に関する予測可能な事前情報の提出(9条5) ②気候資金のカウント方法(気候資金の定義の要否 等)(9条7) ③適応基金(パリ協定に帰属する時期、財源、ガバナンス など) ※実施指針の対象にはなっていないものの、「2025年に先立つ、新たな資金目標の設定」も途上国からの関心が高い。(現時点の目標:2020年から2025年まで、毎年1000億ドル)
13条 透明性	①方法、手続き及び指針(途上国に対する柔軟性の付与、GHG排出量の基準年や方法論、NDCの進捗状況、適応、支援、など)
14条 グローバル・ストック・テイク	①情報源(IPCC報告書、NDCの実施状況、適応の実施状況 など) ②実施方法(インプットの収集、技術的フェーズ、政治的フェーズ など)
15条 実施・遵守	①実施・遵守委員会の活動範囲(スコープや情報源 など) ②同委員会運営にかかる手続き(選挙や開催頻度、意思決定方法 など) ¹¹

パリ協定のルールブックの交渉

- パリ協定作業計画 (Paris Agreement work programme (PAWP))
- パリ協定のルールブック作成は複数の機関が並行して作業
 - パリ協定に関する特別作業部会 (APA)
 - COP24の決定でAPAの作業は完了
 - 実施に関する補助機関 (SBI)
 - 科学的及び技術的助言に関する補助機関 (SBSTA)
 - 締約国会議 (COP)

COP24決定(1)

- 1/CP.24 【overarching decision】
- Matters relating to Article 4 of the Paris Agreement and paragraphs 22–35 of decision 1/CP.21【排出削減策】
 - ①“Further guidance in relation to the mitigation section of decision 1/CP.21” (FCCC/CP/2018/L.22);
 - ② “Modalities and procedures for the operation and use of a public registry referred to in Article 4, paragraph 12, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.8);
 - ③“Modalities, work programme and functions under the Paris Agreement of the forum on the impact of the implementation of response measures” (FCCC/CP/2018/L.17);
- ④Matters relating to Article 6 of the Paris Agreement and paragraphs 36–40 of decision 1/CP.21(FCCC/CP/2018/L.28)【市場メカニズム】

COP24決定(2)

- Matters relating to **Article 7** of the Paris Agreement and paragraphs 41, 42 and 45 of decision 1/CP.21 **【適応策】**
 - ⑤ “Further guidance in relation to the adaptation communication, including, inter alia, as a component of nationally determined contributions, referred to in Article 7, paragraphs 10 and 11, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.21);
 - ⑥ “Modalities and procedures for the operation and use of a public registry referred to in Article 7, paragraph 12, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.9);
 - ⑦ “Matters referred to in paragraphs 41, 42 and 45 of decision 1/CP.21” (FCCC/CP/2018/L.14);

COP24決定(3)

- Matters relating to **Article 9** of the Paris Agreement and paragraphs 52–64 of decision 1/CP.21【資金】
 - ⑧ “Identification of the information to be provided by Parties in accordance with Article 9, paragraph 5, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.15);
 - ⑨ “Modalities for the accounting of financial resources provided and mobilized through public interventions in accordance with Article 9, paragraph 7, of the Paris Agreement”;
 - ⑩ “Matters relating to the Adaptation Fund” (FCCC/CP/2018/L.11);
- Matters relating to **Article 10** of the Paris Agreement and paragraphs 66–70 of decision 1/CP.21【技術】
 - ⑪ “Scope of and modalities for the periodic assessment referred to in paragraph 69 of decision 1/CP.21” (FCCC/CP/2018/L.3);
 - ⑫ “Technology framework under Article 10, paragraph 4, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.7);

COP24決定(4)

- Matters relating to **Article 13** of the Paris Agreement and paragraphs 84–98 of decision 1/CP.21【**透明性＝報告・審査**】
 - ⑬ “Modalities, procedures and guidelines for the transparency framework for action and support referred to in Article 13 of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.23);
- Matters relating to **Article 14** of the Paris Agreement and paragraphs 99–101 of decision 1/CP.21【**グローバルストックテイク＝全体の進捗評価**】
 - ⑭ “Matters relating to the global stocktake referred to in Article 14 of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.16);
- Matters relating to **Article 15** of the Paris Agreement and paragraphs 102 and 103 of decision 1/CP.21【**遵守**】
 - ⑮ “Modalities and procedures for the effective operation of the committee to facilitate implementation and promote compliance referred to in Article 15, paragraph 2, of the Paris Agreement” (FCCC/CP/2018/L.5);

排出削減策 (mitigation) のガイダンス の要点 (1)

- 各国の目標 (Nationally Determined Contribution; NDC) に関する情報提出もアカウンティングについても、先進国、途上国の区別なく、どの締約国も、情報を提出する義務があり、アカウンティングのルールに従い、説明する義務がある
- NDCの適用範囲がMitigationだけなのかという争点に直接的な回答を与える規定はないが、NDCに関する情報もアカウンティングもMitigationに関する情報、アカウンティングを中心にそれぞれの附属書が定めている。なお、Para. 8はmitigation以外の情報の提出を妨げないとしている

排出削減策のガイダンスの要点(2)

- NDCに関する情報もアカウンティングについても、ここで決定するガイダンスは第2回(2025年)提出NDCとその後のNDCに適用。第1回(2020年)提出NDCについては任意(ただし情報に関するガイダンスについては強く推奨)
- 情報に関するガイダンスもアカウンティングに関するガイダンスも、2027年のパリ協定の締約国会合(CMA)10で見直し開始、2028年のCMA11で検討・決定を採択

排出削減策のガイダンスの要点(3)

- 各国が作成するNDCについて追加的な条件付けを狙った「Features」のガイダンスについては今回合意なし
 - 2024年のCMA7で追加ガイダンスの検討を継続(para. 20)としているが、CMAが決定する時期について定めがない。仮に2024年にガイダンスに合意したとしても、適用は2030年提出NDCからか？
- 共通の時間枠についても今回合意なし。2025年に何年目標を出すか、といったNDC設定時の時間的な枠を設定することを交渉する議題
 - 2019年6月のSBIで継続審議は決まるにしても、CMAが決定する時期について定めがない

パリ協定における市場メカニズム

- 市場メカニズム(6条)

- 締約国が自主的な協力を行うことを承認(6条1)し、目標達成に向けてクレジットの国際的移転が伴う協力アプローチ(cooperative approaches)をとる場合の条件を定める(6条2)
 - 持続可能な発展の促進、環境十全性と透明性の確保、強固なアカウンティング、とりわけダブルカウンティングの回避の確保
 - ガイダンスについてはCMA1で採択
 - JCMからのクレジットを各国の目標達成に利用することが国際的に承認される道ができた(一定の国際ルールに従うことが条件)
 - 国・地域の排出量取引制度の連結も対象となりうる
- 削減と持続可能な支援に貢献するメカニズムの設置(6条4)
 - CMAが指定する機関により監督＝CDM likeなメカニズム
 - ルールについてはCMA1で決定(6条7)
 - ダブルカウンティングの防止(6条5)
 - 一部の利益を脆弱国の適応費用支援に(6条6)
- 非市場アプローチの枠組みも設置(6条9)

市場メカニズムの争点

- 国際的に定める6条2のガイダンス、6条4の規則の範囲
 - 特に6条2のガイダンスの範囲
- ダブルカウンティング防止のためのルール
 - 各国の目標間のダブルカウンティング
 - 6条2と6条4のダブルカウンティング
 - UNFCCCの外側の制度とのダブルカウンティング
- 京都議定書の制度、特にCDMの取り扱い
 - 既存のプロジェクトの取り扱い
 - 発行された(発行される)排出枠の取り扱い
- 途上国も目標を持ち、かつ各国目標が多様である中でのルールづくり

市場メカニズム（6.2条、6.4条、6条8）

- 議長案を基にCOP24の最終盤まで交渉されたが、**合意に至らず**
- 議長案に盛り込まれている案文を考慮して、**2019年のCMA2で採択するよう、SBSTAが検討を継続**（決定para. 3）
- **13条：透明性のルール**（後述）で、市場メカニズムに関する報告内容を定める

透明性(L.23)の要点(1)

- 先進国と途上国の区別のない一つの枠組み
 - ただし、能力に照らして必要となる途上国には、透明性のルール(MPG)の定める範囲で柔軟性が与えられる
 - すべての途上国ではない。能力に欠く途上国のみ
 - 柔軟性が与えられる途上国かどうかは、それぞれの途上国が判断(self-determined)
 - 適用する規定、能力の欠如、能力改善に必要な時間枠について明示的に示すことが必要
 - ただし、柔軟性に関する途上国の決定、能力の水準については、専門家審査チームは審査をしない
 - 隔年透明性報告書において、できる限り、改善する分野に関する情報を盛りこむべき(should)
 - かかる情報は、専門家審査の対象にはならないが、改善する分野について専門家審査チームとの議論や能力構築のニーズの特定の指針となる

透明性(L.23)の要点(2)

- 隔年透明性報告書
 - 国家排出インベントリーの提出(shall)
 - 各国目標(NDC)の実施と達成の進捗を追跡するのに必要な情報の提出(shall)
 - 7条に基づく気候変動影響及び適応に関する情報の提出(should)
 - 先進国は、13条9の支援に関する情報を提出(shall)。その他の国はかかる情報を提出すべき(should)
 - 途上国は、必要とされ受け取る支援に関する情報を提出すべき

透明性(L.23)の要点(3)

- 専門家審査(Technical expert review)
 - 専門家審査で行うこと
 - 情報の一貫性
 - NDCの実施と達成の検討
 - 関係する場合、提供する支援の検討
 - 13条の実施に関する改善の分野の特定
 - 能力に照らして必要な途上国について、能力構築のニーズの特定への支援
 - 専門家審査で行ってはいけないこと
 - 政治的判断
 - NDCの十分さまたは適切さの審査
 - 国内措置の十分さの審査
 - 提供する支援の十分さの審査
 - 能力に照らして柔軟性が必要となる途上国について、柔軟性を適用する判断

透明性(L.23)の要点(4)

- 専門家審査(Technical expert review)の方法
 - 集中審査(centralized review): 単一の集中的な場所で数力国審査
 - 現地審査(in-country review)
 - 書面(遠隔)審査(desk review)
 - 国家排出インベントリーの簡素審査(simplified review)
 - 事務局が審査を行い、その結果を審査する
- 基本的には集中審査か書面審査
 - 一定の要件(例えば最初の隔年透明性報告書)を満たすものについては、現地審査

透明性(L.23)の要点(5)

- 進捗に関する促進的な多数国間検討(Facilitative, multilateral consideration of progress)
 - 対象は、9条に基づく努力とNDCの実施及び達成
 - 提出された情報と専門家審査報告書などを検討対象
 - 2段階からなる: ①書面の質疑応答段階、②SBI会期中に開催される作業グループ会合段階
 - 専門家審査報告書が出たらできるだけ早く行う

図 先進国の2020年目標の検証のしくみ

2014年1月1日
までに最初の隔
年報告書提出

隔年報告書（2年に一度）

＊4年に一度は国別報告書も

BR指針採択
（COP17）

削減目標に関する情報（条件、想定、基準年、目標達成手段など）

削減目標達成に向けた進捗に関する情報

2020年、2030年の排出予測（の変化）

途上国への支援

削減目標の遵守の自己評価の制度、国内の目標不遵守
に対する国内措置のルール（報告は奨励） など



IAR
（
COP17
採択）

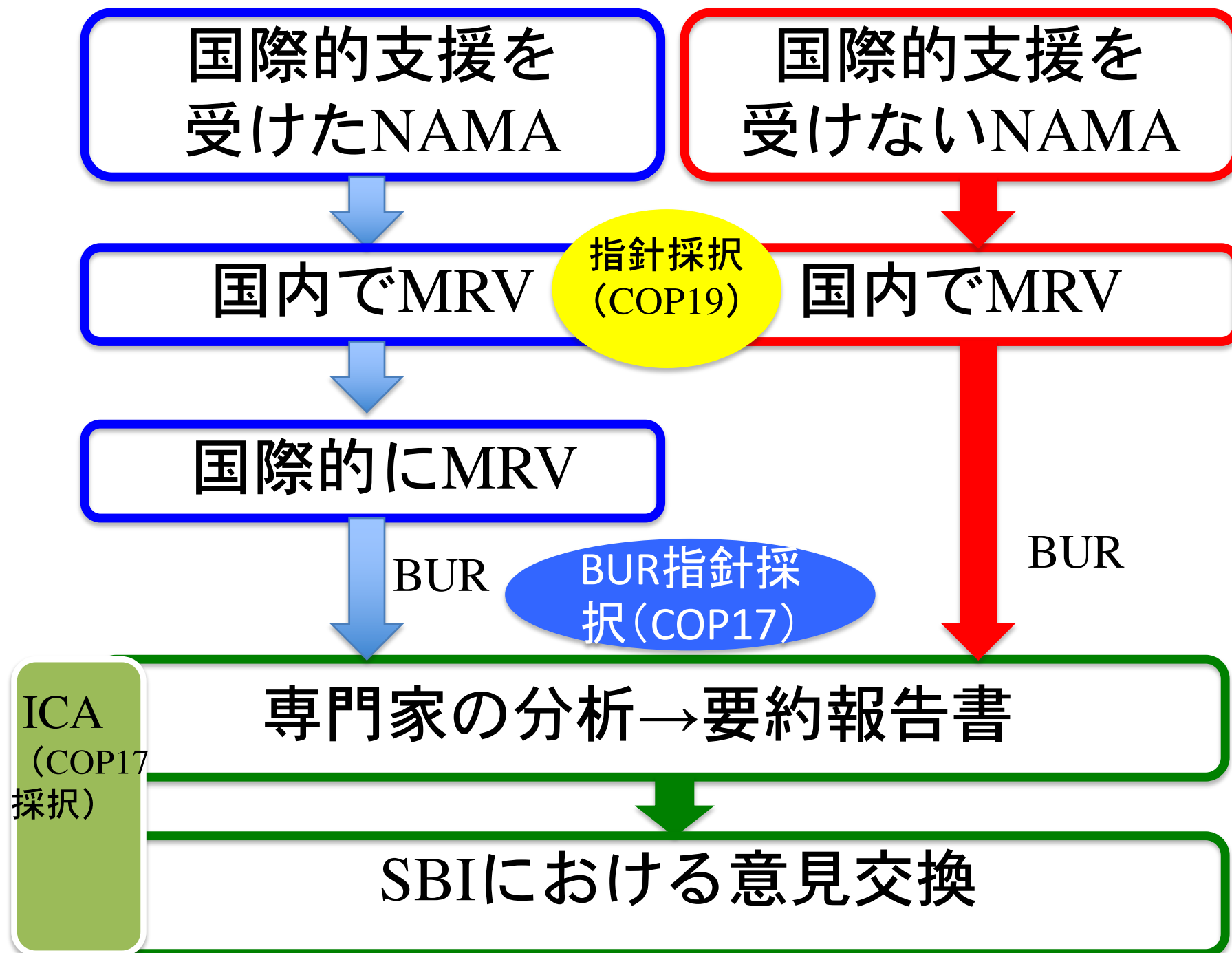
専門家の審査→審査報告書

改正審
査指針（
COP19採
択）



SBIにおける多国間評価

図 途上国のNAMAの検証のしくみ



15条遵守(L.5)の要点

- 京都議定書の遵守委員会と比べ、委員会の構成や手続は大きく変わらないが、促進的な性格を強調、履行強制的な性格・機能がなくなる
 - 履行強制や紛争解決の機能を持つ機関であることを否定(para. 4)
- 関係国の国家主権をより尊重＝委員会の権限を相対的に弱める
 - NDC・情報提出の有無は自動的に委員会の検討対象となるが、NDC・情報の内容については関係国の同意なしには検討対象とならない。しかも「重大で、継続的な不一致に関する事案」のみ「促進的検討」(para. 22(b))
 - 委員会への情報提供は奨励されるにとどまる(para. 35)
- 委員会が課す措置は促進的
 - なお事実認定の発表は一定の制裁的性格が認めうるともいえる
- 制度上の問題(systemic issue)も検討
 - 支援へのアクセスの問題なども検討される余地があるか
- 各国の能力と状況への特別の留意を繰り返し規定
 - ただし、柔軟性は、パリ協定や指針で定められた範囲で認められる
- 専門家や市民社会の手続関与の権利について不明確(委員会が要請することはできる)

全体の進捗評価 (Global Stocktake; GST) (L.16) の要点 (1)

- パリ協定の目的とその長期目標の達成に向けた**集団的な進捗を評価**するために実施の全体評価 (stocktake) を定期的に行う
- **①情報収集と準備、②技術的評価、③アウトプットの検討**という形で行う
- **SBIとSBSTAが補佐して行う。を設置** **合同のコンタクトグループ**
- **専門家によるインプットの検討を通じた、専門的対話 (technical dialogue) を行い、合同のコンタクトグループを支援する**
 - **対応措置と損失と損害についてその過程で考慮**

GST(L.16)の要点(2)

- 技術的評価を行うセッションの1つ前のセッションで開始し、CMA6(2023年)に先立つ2セッション(IPCCの報告書発表のタイミング次第で3セッション)行う
- 個別の国に焦点を置かない。政策的に義務づけるような検討は行わない
- GSTを指針に、NDCを、国連事務総長が開催する特別会合に提出するよう締約国に要請

9条5(資金に関わる情報)に関する決定の要点

- 9条5に関する決定は、基本的に、2年ごとに先進国が提出する9条1及び9条3に関わる資金に関する情報の取り扱いとそのタイミングを定める
- 情報の範囲は、基本的にパリ協定で合意した範囲を超えていない。特に、将来の資金提供の額についての情報は「as available」(そういう情報が利用可能な場合に)提供することが求められるにとどまる

適応基金に関する決定の要点

- 適応基金は、パリ協定6条4の利益の一部 (share of proceeds; SOP) からの資金が利用可能となった段階で、京都議定書を離れてパリ協定の機関となる
- 適応基金には、パリ協定6条4のSOPから資金が提供される。JCMなどが対象となるだろう6条2の活動については、適応基金への資金提供の対象とならない
- CDMなど京都議定書の市場メカニズムからの資金はパリ協定の下に移行後も引き続き適応基金が受け取る

新たな資金目標(L.10)の要点

- パリ協定の締約国は、2025年までに年1000億米ドルを下限とする新たな資金目標を決定する(1/CP.21, para. 53)ことになっている
- 2020年のCMA3から検討を開始することを決定(決定 para. 1)
 - 2018年12月14日付けの議長テキストにはこの開始のタイミングについて規定はなかった

その他のCOP24の決定事項

- 実施・野心度
 - 特に気候変動の悪影響に脆弱な途上国での異常気象やslow onset eventsに関する現実の、緊急の、生起するニーズを懸念をもって留意(para.13)
 - すべての締約国により排出削減及び適応の最大限の努力を確保するために野心度の一層向上させる緊急性を強調(para. 14)
 - 2020年までに、パリ協定4条19にしたがって長期戦略を提出するという締約国への要請を再確認(para. 21)
 - 2020年までに、2025年目標を提出している締約国は新しい目標(NDC)を提出し、2030年目標を提出している締約国はNDCを提出または更新するという要請を再確認(para. 22、23)
 - NDC作成に際してタラノア対話の結果、インプット、アウトプットを検討するよう締約国に要請(para. 37)
- IPCC 1.5度特別報告書

米国・ブラジル等の影響

- 米国代表団の交渉の立ち位置は変わらず
 - 「米国に公平な条件」はいまだ提示されず
 - ルールブックには積極的に関与
- ブラジルの動向

石炭火力をめぐる動き

- **POWERING PAST COAL ALLIANCE (脱石炭促進アライアンス)** (2017年11月立ち上げ)
 - 英国とカナダが主導
 - **2018年12月現在、30の国が参加**
 - カナダ、英国、オーストリア、アンゴラ、ベルギー、コスタリカ、デンマーク、エルサルバドル、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ニウエ、ポルトガル、セネガル、スウェーデン、スイス、ツバル、バヌアツ
 - **22の州・自治体**が参加
 - カナダ：アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州、ケベック州、バンクーバー市
 - 英国：スコットランド政府、ウェールズ政府
 - 米国：カリフォルニア州、コネチカット州、ハワイ州、ホノルル市、ミネソタ州、ロサンジェルス市、ニューヨーク州、オレゴン州、ワシントン州
 - 豪州：オーストラリア首都特別地域、シドニー市、メルボルン市
 - その他：スペイン・バレアレス諸島政府、韓国・忠清南道、オランダ・ロッテルダム市
 - **28の企業**が参加
 - Abraj Group, Alterra Power Corp., ArcTern Ventures, Autodesk, Avant Garde Innovations, BT, CCLA Investment Management Limited, Diageo, Drax, DSM, Econet Group, EcoSmart, Electricité de France (EDF), Engie, GreenScience, Iberdrola, Kering, Marks and Spencer, Natura Cosmetics, Ørsted, Pacific Islands Development Forum, Salesforce, SSE, Storebrand, Unilever, Virgin Group, XPND Capital
 - **温暖化問題**としてだけでなく、**大気汚染問題、健康問題**として強い懸念
- **欧州電気事業連合会 (EURELECTRIC) 声明** (2017年4月5日)
 - **加盟の電気事業者は、2050年までに、炭素を排出しない電力供給を実現すると誓約**
 - **そのために、2020年以降は、石炭火力発電所を新設しないと誓約** (ただし、ポーランド、ギリシャの電気事業者は、この誓約を支持せず)

自治体の取り組み

- C40
 - 2018年10月29日現在、世界で96の都市が加盟（総人口6億人以上、世界GDPの4分の1相当）。日本からは東京都と横浜市が参加
- Under2MOU
 - 2018年10月29日現在、世界で43カ国の220の地域等がMOUに署名（世界の人口の17%に相当する13億人以上、30兆米ドルの経済規模（世界GDPの約40%相当））。日本からは岐阜県が参加
- Global Covenant of Mayors for Climate & Energy
 - 気候変動に対処し、低炭素でレジリエントな社会への移行への取り組みを促進し、支援する都市と地方政府の国際的アライアンス
 - 2018年12月19日現在、7.86億人（世界の人口の10.30%）以上の住民を有する120をこえる国の9194の都市・自治体が参加
 - 日本からは、広島市、北九州市、富山市、横浜市、東京都、五島市、群馬県南牧村、二セコ町、大津市、豊中市、三島市、岡崎市、豊田市、京都府与謝野町が参加

Science Based Targets (SBT)

- CDP、国連グローバル・コンパクト、WRI、WWFによる共同イニシアチブ。世界の平均気温の上昇を「2度未満」に抑えるために、**企業に対して、科学的な知見と整合した削減目標を設定することを推奨。**
- **507社が参加。**うち目標が科学と整合(2℃目標に整合)と**認定されている企業は163社** (2019年1月4日現在)。
(出所) <http://sciencebasedtargets.org>

【目標が科学と整合と認定されている企業 全163社】

AB inBev, ACCIONA, Adobe Systems, Advanced Micro Devices, Alma Media, Asahi Group Holdings, ASICS Corporation, ASKUL Corporation, Astellas Pharma, AstraZeneca, Atos, Auckland Airport, Autodesk, Bacardi, BillerudKorsnäs, Biogen, bpost, Brother Industries, BT, Caesars Entertainment, Canadian National Railway Company, Capgenini Group, Capgemini UK, Carlsberg Group, Castellum, CEWE Stiftung & Co. KGaA, Cisco Systems, City Developments Limited (CDL), Coca Cola European Partners, Coca-Cola HBC, Colgate-Palmolive Company, Constantia Flexibles International, Covivio, CTT – Correios de Portugal, CVS Health, Dai Nippon Printing, Daiichi Sankyo, Daiwa House Industry, Danone, Dell Technologies, Delta Electronics, Dentsu, Diab International, Diageo, Edge Environment Pty, EDP - Energias de Portugal, Electrolux, Elisa Corporation, Emira Property Fund, Eneco, Enel, Enviro-Mark Solutions, Ericsson Group, EVRY, Farmer Bros., Ferrovial, FIRMENICH, Forest City Realty Trust, Fujifilm Holdings, Fujitsu, Gecina, General Mills, Givaudan, Hewlett Packard Enterprise, Hilton, Hindustan Zinc, HK Electric Investments (HKEI), Host Hotels & Resorts, HP, HUBER+SUHNER Group, Husqvarna, ICA Gruppen, IKEA, Ingersoll-Rand, International Flavors & Fragrances, International Post Corporation (IPC), Kawasaki Kisen Kaisha (K Line), Kellogg Company, Kering, Kesko Corporation, Kilroy Realty Corporation, Kingspan Group, Kirin Holdings, Komatsu, Konica Minolta, Koninklijke KPN NV (Royal KPN), Landsec, Las Vegas Sands, Legrand, Level 3 Communications, Levi Strauss & Co., LIXIL Group, Lundbeck, L'Oréal, Mahindra Sanyo Special Steel, Marks & Spencer, Mars, Marui Group, Mastercard, McDonald's, Morgan Sindall Group, Muntions, Nabtesco, NEC, Nestlé, News Corp, Nippon Yusen Kabushiki Kaisha, Nokia, Nomura Research Institute, NRG Energy, Origin Energy, Orkla, Panalpina Welttransport Holding, Panasonic, PepsiCo, Pfizer, Philip Morris International, PostNord, Procter & Gamble Company, Prologis, Proximus, Pukka Herbs, Red Electrica de España, Ricoh, SAP, Seiko Epson, Sekisui Chemical, Sekisui House, Seventh Generation, SGS, SIG Combibloc, Singapore Telecommunications (Singtel), Skunkfunk, Sony, Sopra Steria Group, Stanley Black and Decker, Stora Enso, SUEZ, SUMITOMO CHEMICAL, Sumitomo Forestry, Suntory Beverage & Food, Suntory Holdings, Swisscom, Symrise, TELEFONICA, Tennant Company, Tesco, TETRA PAK, Thalys, TODA Corporation, Tyson Foods, UBM, Unicharm, Unilever, Verbund, Wal-mart Stores, Wipro, Österreichische Post, Ørsted

日本企業のSBTs (2019年1月4日現在)

SBTの認定を うけた企業 (33社)	アサヒグループホールディングス、アシックス、アスクル、アステラス製薬、NEC、川崎汽船、麒麟、コニカミノルタ、コマツ、サントリー、サントリー食品インターナショナル、住友化学、住友林業、セイコーエプソン、積水化学工業、積水ハウス、ソニー、第一三共、大日本印刷、大和ハウス、電通、戸田建設、ナブテスコ、日本郵船、野村総研、パナソニック、富士通、富士フイルム、ブラザー工業、丸井グループ、LIXIL、リコー、ユニ・チャーム
SBTの策定を 約束している 企業 (34社)	味の素、イオン、エーザイ、NTTドコモ、MS & ADインシュアランスグループホールディングス、大塚製薬、オムロン、花王、KDDI、小林製薬、清水建設、SOMPOホールディングス、大成建設、武田薬品、ダイキン工業、大東建託、東京海上ホールディングス、トヨタ自動車、日産自動車、日本板硝子(NSGグループ)、日本ゼオン、日本たばこ産業(JT)、日立、日立建機、不二製油グループ本社、ベネッセ、本田技研工業、三菱電機、明電舎、UK-NSI(日本精機)、ヤマハ、ヤマハ発動機、横浜ゴム、YKK AP

日本企業のSBT

- 企業は、サプライチェーン、バリューチェーンからの排出量 (Scope 3の排出量) を削減する野心的な目標を誓約している
 - リコー (2017年7月)
 - 2050年までに排出実質ゼロを達成することをめざし、2030年までに2015年比でスコープ1とスコープ2の温室効果ガスの絶対排出量を30%削減。購入する財とサービス、輸送、製品使用からのスコープ3の排出量を2030年までに2015年比で15%削減
 - 大日本印刷 (2018年7月)
 - 2030年度に事業活動からの温室効果ガスの排出量を2015年度25%削減。買入価額で90%の主要サプライヤーが2025年度までにSBTを設定するよう取り組むことを誓約
- 日本政府は、Science Based Target の登録を積極的に支援すると誓約。2020年3月末までに100社の認定を目指す (17年12月のOne Planet Summitで河野外相表明)

RE 100

- 「再エネ100%」(RE100)の取り組み
 - 159社が約束 (2019年1月4日現在)
 - <http://there100.org/companies>
 - **IKEA**: 2020年までに事業所で消費する総エネルギー量と同等の再エネを発電
 - **Swiss Re**: 2020年までに使用する電気を100%再エネにする
 - **Apple**: 2018年4月、世界43カ国の事業所について再エネ電気100%達成。サプライヤーも支援。サプライヤーと協力して、2020年までに新たな再エネ設備を4GW設置

世界のRE100企業 (2019年1月4日)



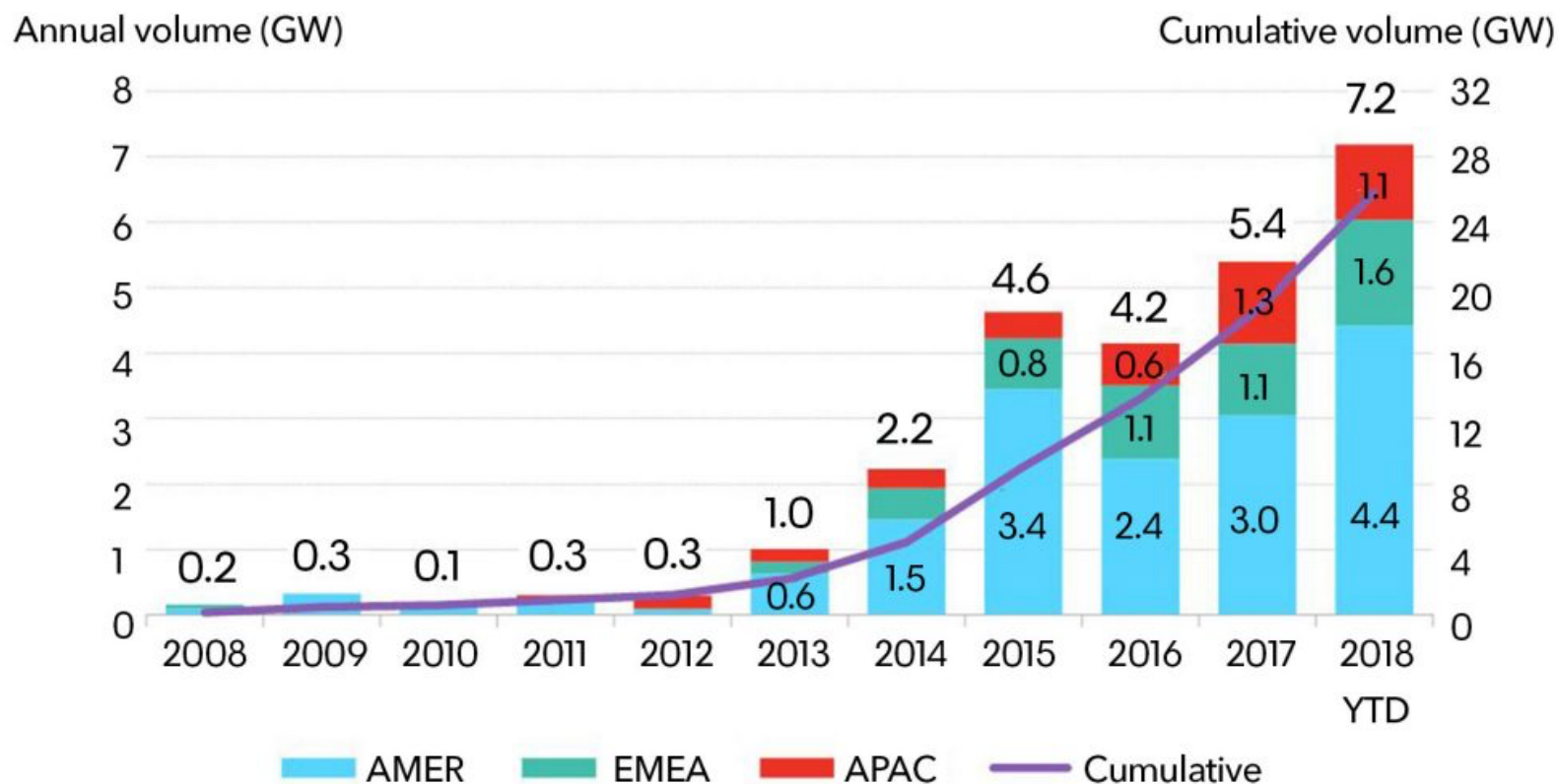
日本企業のRE100

- リコー(2017年4月)
 - 2050年までに再エネ電気100%調達、中間目標として2030年までに少なくとも30%を調達
- 積水ハウス(2017年10月)
 - 2040年までに再エネ電気100%調達、中間目標として2030年までに50%調達
- イオン(2018年3月)
 - 2050年までに再エネ電気で100%調達
- アスクル(2017年11月)、大和ハウス(2018年2月)、ワタミ(2018年3月)、城南信用金庫(2018年5月)、丸井グループ(2018年7月)、エンビプロ・ホールディング(2018年7月)、富士通(2018年7月)、ソニー(2018年9月)、生活協同組合コープさっぽろ(2018年10月)、芙蓉総合リース(2018年10月)
- イビデン
 - アップルは部品や設備のメーカーに再エネの利用を促す
 - イビデンがアップル向けの製造活動のすべてを再エネでまかなうことを決定したと発表(日本経済新聞2017年3月8日)
 - 20カ所以上の再エネによる発電所に投資し、2018年末までに太陽光で1万2000kW以上を発電できるようにする計画

企業の再エネ調達

2018年8月時点でRE100にコミットする140の企業が再エネ電気100%目標達成のために、**2030年にさらに197TWhの購入が必要になる**との見通し

Global corporate PPA volumes, by region



Source: Bloomberg NEF. Note: Data is through July 2018. Onsite PPAs not included. APAC number is an estimate. Pre-market reform Mexico PPAs are not included. These figures are subject to change and may be updated as more information is made available.

出典：BNEF, 2018

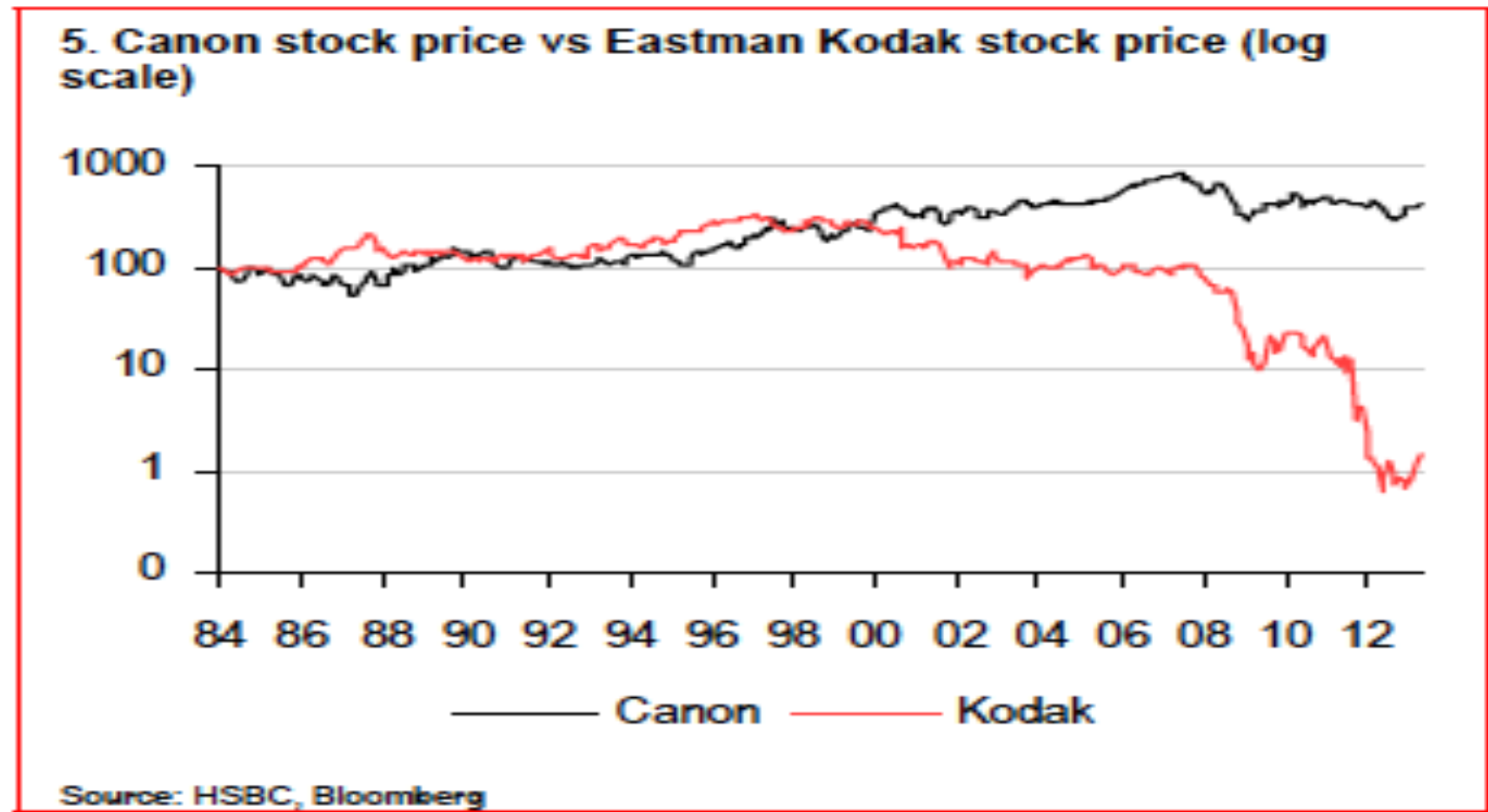
なぜビジネスはゼロエミッションに向かうのか

- 企業の社会的責任 (CSR)
- 評判とブランディング
- 気候変動の悪影響への懸念
 - Wal-mart Stores
 - ハリケーンカトリナで、5億米ドルの販売機会を損失
 - 悪天候による損害は、年2000万米ドルに達すると予測
 - 損害保険会社
 - 損害保険料率算出機構2014年参考純率改定: 住宅総合保険の参考純率を平均3.5%引き上げと火災保険の参考純率の適用を保険期間が最長10年までに短縮
- 脱炭素に向かう市場、特にクリーンエネルギー市場のビジネスチャンス
 - 72% of 10 trillion US dollar (total amount of expected investment) would go to renewables. Reach 400 billion dollar in 2040 on an annual basis (BNEF).
- 投資先の企業が気候変動関連リスクにいかに対処しているか、脱炭素への移行を管理できるかについて知って、投資したいと考える投資家の変化

金融が変わる、金融が変える

- 国連責任投資原則とESG(環境・社会・ガバナンス)投資
- 気候変動リスク情報開示の動き
 - 金融安定理事会(FSB)の下に設置された企業の気候変動関連財務情報開示に関する特別作業部会(TCFD)による報告書(2017年6月、最終報告書を発表、7月にG20に報告)
 - 住友化学をはじめ、世界有数の200社を超える企業・機関が提言を支持
 - フランスの2015年エネルギー転換法
 - 企業に対し、気候変動関連財務情報開示を義務づけ
 - フランスに登録または本拠地を置く機関投資家に対し、気候変動リスクをいかに評価し、考慮したかの開示を義務づけ
- エンゲージメント、議決権行使、ダイベストメント
 - 石炭関連企業からのダイベストメント(投資撤収)の動き
 - ノルウェー政府年金基金(Government Pension Fund Global)
 - 約104兆円(2015年3月末時点)の資産規模を有する世界有数の年金基金。保有する、事業の30%以上を石炭採掘・石炭火力に関わっている企業122社の株式(約80億米ドル)をすべて売却。2016年1月1日から実施
 - 仏保険・金融大手アクサ
 - 2017年12月、石炭関連企業から24億ユーロ(約3200億円)のダイベストメントを発表
 - 石炭火力の新規建設などへの保険取りやめ
 - Climate Action 100 +(17年12月立ち上げ)

キヤノン vs コダック



Climate Action 100 +

- Climate Action 100+ (17年12月立ち上げ)
 - 2018年10月19日現在、運用資産約32兆ドル(約3500兆円)を保有する310の投資家が参加
 - 日本からは、アセットマネジメントOne、富国生命投資顧問、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント、りそな銀行が参加
 - 投資先として重要な世界の約100の大排出企業へのエンゲージメントを誓約(日本企業は10社対象)
 - 気候変動リスクに関する説明責任とリスク対応を監督する取締役会のガバナンス
 - バリューチェーン全体に対する排出削減
 - TCFD勧告にそった企業の情報開示

日本での動き

- **第一生命ホールディングス**（2018年5月）
 - 「先進国を中心に石炭火力発電についての意識が非常に高まっている。新規の海外については投資しないという判断に至った」
- **みずほフィナンシャルグループ**（2018年6月）
 - 「石炭火力発電を資金用途とする与信案については、主として温室効果ガス排出に関わる技術が、同等のエネルギー効率を持つ実行可能な代替技術と比較しても、経済合理性を踏まえて適切な選択肢であるか等を検証したうえで、与信判断を行います」
- **三井住友ホールディングス**（2018年6月）
 - 「先進国における脱炭素社会へ向けた取組が進むなか、今後は、低炭素社会への移行段階として、石炭火力発電所に対する融資方針をより厳格化し、新規融資は国や地域を問わず超々臨界及びそれ以上の高効率の案件に融資を限定」
- **日本生命保険**（2018年7月）、**三井住友信託銀行**（2018年7月）
 - 国内外の石炭火力発電プロジェクトに対する新規投融資を停止

2018 Global Investor Statement

- COP24を契機に32兆米ドルを超える資産を有する415の投資家が各国リーダーに呼びかけ
 - パリ協定の目標達成: 2020年の各国目標の引き上げ、長期戦略策定など
 - 低炭素経済移行への民間投資の加速化: 炭素への意味ある価格 (meaningful price) の設定。期限を付いた石炭火力の廃止。期限の付いた化石燃料補助金の廃止など
 - 気候変動リスク情報開示の改善の約束
- 日本からは、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJ国際投信、日興アセットマネジメント、野村アセットマネジメント、上智学園、三井住友信託銀行が声明に参加

見通しと展望

- COP24でパリ協定のルールブックのほとんどの合意。**市場メカニズムのルール**の合意が残る
- 2019年は、2020年までのNDCの引き上げと、長期戦略が焦点となる
 - IPCC1.5度報告書とUNEP GAPレポート
 - COP24で、バルバドス、レバノン、カタール、ノルウェー、ベトナム、ウクライナ、チリ、モルディブ、コスタリカが目標引き上げの検討を表明
 - EU
- 米国のリーダーシップ欠如の中で、**誰がリーダーシップの欠如をうめるのか**
 - 2019年は日本がG20の議長国を務める
- 2020年のNDC見直し、再提出と長期戦略策定が日本にとって当面の課題
 - 気候変動対策のフレーミングの変化

IPCC 1.5度報告書が示すもの

- 人間活動に起因して工業化前と比してすでに約1°C上昇。現在のペースで排出すると早ければ2030年頃に1.5°Cに達する
- 気候変動関連リスクは、1.5°Cの上昇でも今よりも高い。2°Cよりは低い
- 1.5°Cに気温上昇を抑えるには、CO₂を、2010年比で2030年までに約45%削減、2050年頃に排出実質ゼロ。CO₂以外のガスは大幅削減
 - 2°Cの場合は、2030年に約20%削減、2075年頃に排出実質ゼロ
- エネルギー、建築物、交通を含むインフラ、産業などにおいて急速で広範囲な変革・移行が必要。あらゆる部門での排出削減、広範な削減策の導入、そのための相当な投資の増大が必要
- 各国がパリ協定の下で提出している現在の目標では1.5°Cに気温上昇を抑制できない
- 2030年に十分に先駆けて世界のCO₂排出量が減少し始めることが、将来の影響リスクを低減し、対策のコストを下げる
- 国とともに、州・自治体、市民社会、民間企業、地域社会などの非国家主体が気候変動対策をとる能力を強化することが野心的な対策の実施を支える

気温上昇1.5°Cと2°Cの差

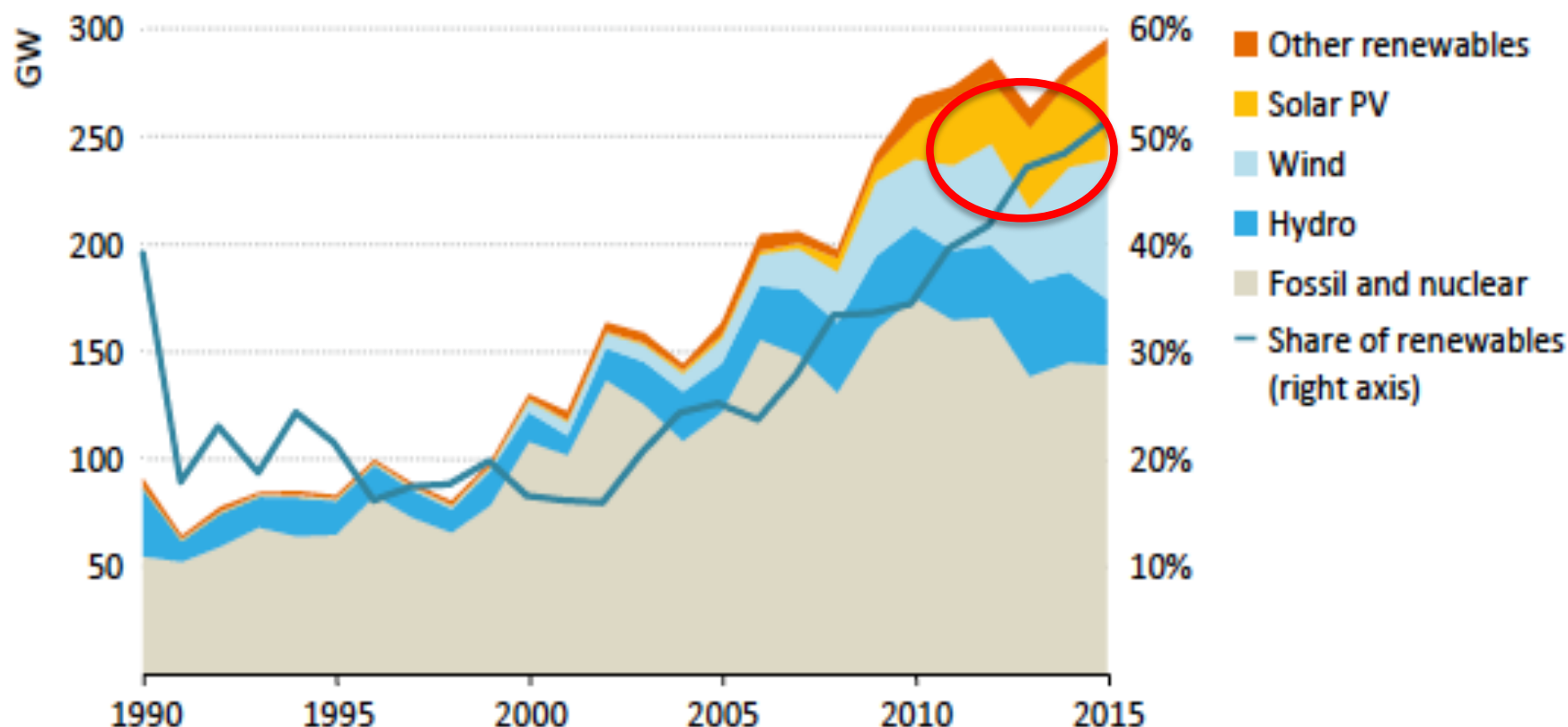
	1.5°C	2°C	2°Cのインパクト
少なくとも5年に1回 深刻な熱波を被る 世界人口	14%	37%	2.6倍
北極に海氷のない 夏	少なくとも100年に1回	少なくとも10年に1回	10倍
2100年までの海面 上昇	0.40メートル	0.46メートル	0.06メートル上昇
生態系が新しい生 物群系に転換する 陸域面積	7%	13%	1.86倍
熱帯域でのトウモロ コシの収穫量減少	3%	7%	2.3倍
珊瑚礁のさらなる減 少	70-90%	99%	> 29%悪化
海洋漁業の減少	150万トン	300万トン	2倍

エネルギーの大転換と気候変動対策

- 再エネはコスト低下で、火力発電と競争的に
 - 技術の革新と普及(規模の経済)によるコスト低下
 - 経済性ゆえに市場が選択。拡大する市場がさらにコスト低下を促す
 - 短期的な政策変更の影響を受けにくい
 - “unstoppable” (Ben van Beurden, シエルCEO, May 2017)
- 大転換が生み出す新たな便益の発見・認識: 気候変動問題のフレーミングが変わる
 - エネルギーコスト低減、温室効果ガス削減、拡大する新たな市場、雇用創出、大気汚染削減、エネルギーアクセスの促進...
- 大転換がパリ協定を後押しする。パリ協定とそれを実施する政策が大転換をさらに推進
- エネルギーシステム、エネルギー政策の再構成
 - 再エネが「高い」「不安定な」電源から、低炭素で、純国産のコスト競争力のある「主力電源」に

再エネ発電設備の新規導入量

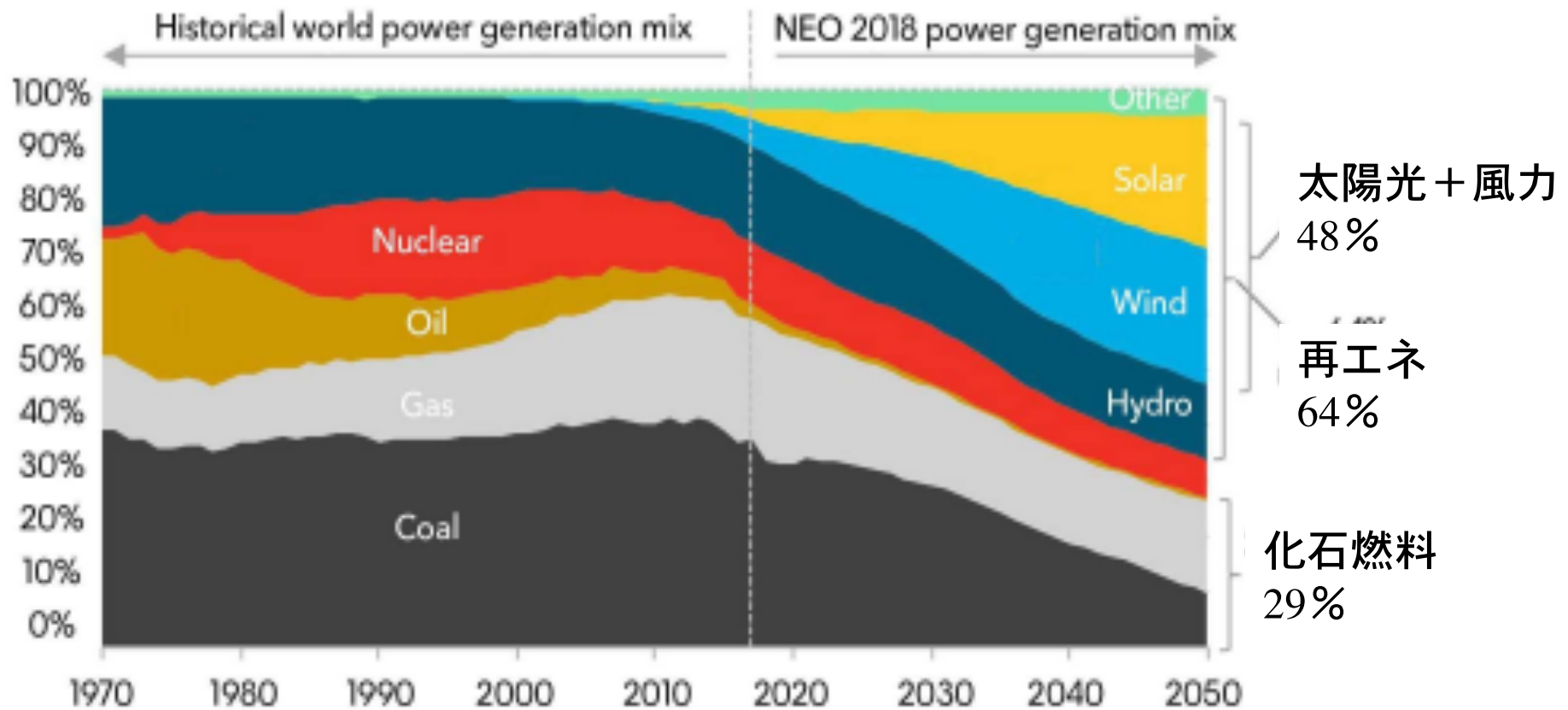
2015年、新規設備導入量の50%以上を再エネが占める



*Renewables-based power capacity additions set a new record in 2015
and exceeded those of all other fuels for the first time*

世界の電源ミックス (BNEF, 2018)

再エネ電気は2050年に64%に拡大
化石燃料は29%まで低減

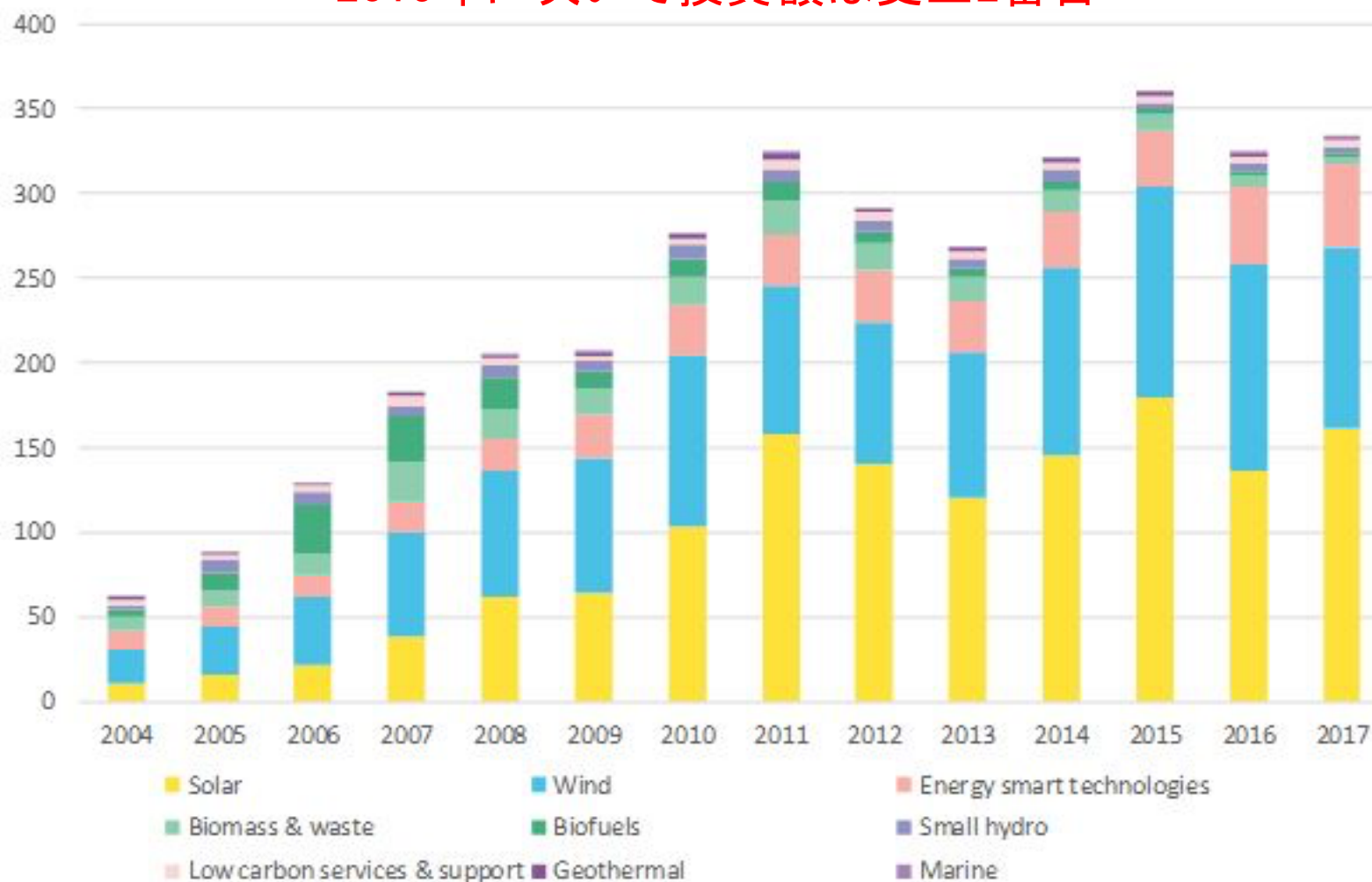


Source: Bloomberg NEF

拡大する再エネ投資

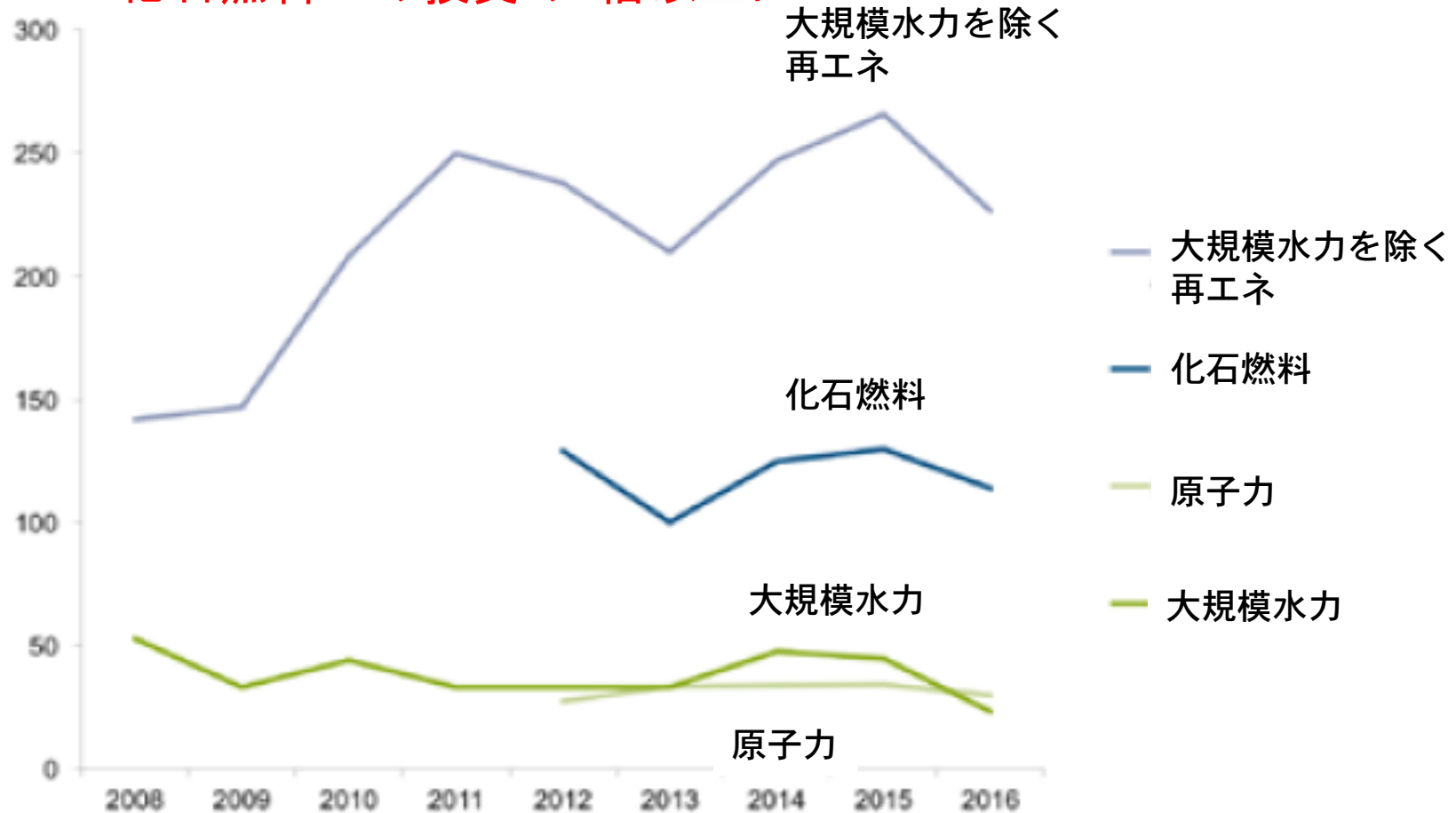
2017年の新規投資は3300億米ドル超
2015年に次いで投資額は史上2番目

単位
10億\$



再エネ投資の推移

再エネ投資が、他の電源への投資を大きく上回る
化石燃料への投資の2倍以上に

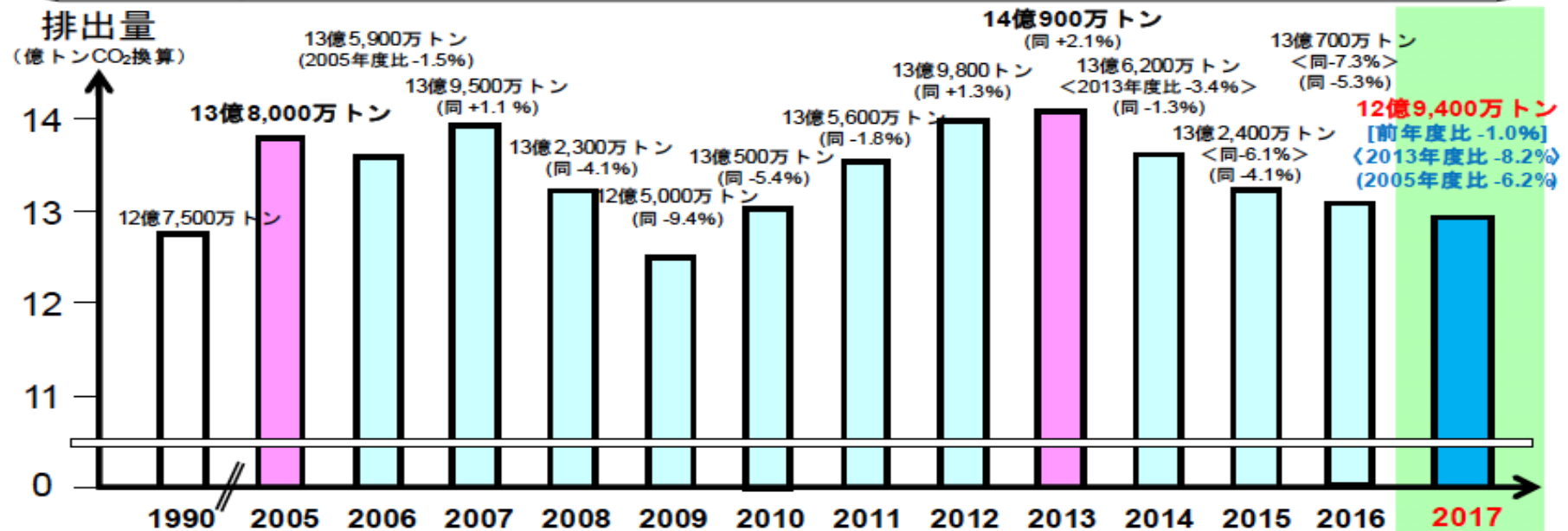


Source: Bloomberg New Energy Finance

出典：Frankfurt School-UNEP Centre/BNEF, 2017

日本の温室効果ガス排出量

- 2017年度(速報値)の総排出量は**12億9,400万トン**(前年度比-1.0%、2013年度比-8.2%、2005年度比-6.2%)
- 前年度と比べて排出量が減少した要因としては、冷媒分野におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴い、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、HFCsの排出量が増加した一方で、太陽光発電及び風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加、エネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、HFCsの排出量が増加した一方で、エネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。



注1 2017年度速報値の算定に用いた各種統計等の年報値について、速報値の算定時点で2017年度の値が未公表のものは2016年度の値を代用している。また、一部の算定方法については、より正確に排出量を算定できるよう見直しを行っている。このため、今回とりまとめた2017年度速報値と、来年4月に公表予定の2017年度確報値との間で差異が生じる可能性がある。なお、確報値では、森林等による吸収量についても算定、公表する予定である。

注2 各年度の排出量及び過年度からの増減割合(「2013年度比」)等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

再エネが生み出す雇用

2017年、再エネ分野(大規模水力を除く)で883万人雇用
日本では、28.3万人雇用(うち27.2万人が太陽光、0.5万人が風力)

								
	World	China	Brazil	United States	India	Germany	Japan	Total European Union ^k
Solar Photovoltaic 	3 365	2 216	10	233	164	36	272	100
Liquid Biofuels 	1 931	51	795 ^g	299 ^h	35	24	3	200
Wind Power 	1 148	510	34	106	61	160	5	344
Solar Heating/Cooling 	807	670	42	13	17	8.9	0.7	34
Solid Biomass ^{a,b} 	780	180		80 ⁱ	58	41		389
Biogas 	344	145		7	85	41		71
Hydropower (Small) ^c 	290	95	12	9.3	12	7.3 ^j		74 ⁱ
Geothermal Energy ^{a,d} 	93	1.5		35		6.5	2	25
CSP 	34	11		5.2		0.6		6
Total (excluding Large Hydropower)	8 829^f	3 880	893	786	432	332	283	1 268
Hydropower (Large) ^{c,e} 	1 514	312	184	26	289	7.3 ^j	20	74 ⁱ
Total (including Large Hydropower)	10 343	4 192	1 076	812	721	332^j	303	1 268ⁱ

Source : IRENA, 2018

未来投資会議(2018年6月4日)における総理発言

- 「2012年と比べて、ESG投資は1,000兆円以上増加。グリーンボンド発行量は50倍に拡大するなど、世界の資金の流れが大きく変わりつつあります。もはや温暖化対策は、企業にとってコストではない。競争力の源泉であります。環境問題への対応に積極的な企業に、世界中から資金が集まり、次なる成長と更なる対応が可能となる。正に環境と成長の好循環とでも呼ぶべき変化が、この5年余りの間に、世界規模で、ものすごいスピードで進んでいます。」
- 「これまで温暖化対策と言えば、国が主導して義務的な対応を求めるものでした。しかし、2050年を視野に脱炭素化を牽引していくためには、こうしたやり方では対応できない。環境と成長の好循環をどんどん回転させ、ビジネス主導の技術革新を促す形へと、パラダイム転換が求められています。」

再エネの「主力電源化」

- 第5次エネルギー基本計画（2018年7月）
 - 「再生可能エネルギーについては、2013年から導入を最大限加速してきており、引き続き積極的に推進していく。系統強化、規制の合理化...これにより、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現とともに、確実な主力電源化への布石としての取組を早期に進める。」
 - 「他の電源と比較して競争力ある水準までコスト低減 とFIT制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく」
 - FIT制度について「2020年度末までの間に抜本的見直しを行う」
 - ①急速なコストダウンが見込まれる太陽光・風力と②地域との共生を図りつ緩やかに自立化に向かう地熱・中小水力・バイオマスに分けて主力電源化に向けて取り組む

再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組みの加速を求める【概要】

資料 5

2018年10月12日
一般社団法人日本経済団体連合会
資源・エネルギー対策委員会企画部会

1. なぜ今、主力電源化なのか

【わが国における現在の再エネ】
大きな期待のもと、多大な国民負担に
支えられて成り立っている電源

再生可能エネルギーを取り巻く
多くの機会と課題が顕在化



2. 主力電源化に向けて必要な3要件

(1) 低コスト化

- ① FIT買取価格の合理化
 - ※FIT国民負担は既に年間3.1兆円(2018年度)
→2030年度の想定3.7~4.0兆円に迫る
 - ※わが国の買取価格は諸外国の2倍程度の水準
 - ・高額買取を保証するFIT制度がコスト抑制インセンティブを阻害
 - 国際価格を参照した買取価格設定
 - 入札制の最大限の活用
- ② 未稼働案件への対応
 - ・未稼働案件が滞留。全量が稼働すればエネルギーミックスの想定を超過
 - 認定後数年が経過する案件の買取価格を運転開始時のコストに基づき見直し
- ③ システムコスト全体での低コスト化
 - ・量的拡大に向け、需給調整や系統増強等のコスト肥大化も懸念
 - 再エネ導入コスト総額の引下げ方針の堅持

(2) 安定供給

- ① 発電出力の安定化
 - ・再エネが系統の安定に貢献することが必要
 - 適切なグリッドコードの設定
 - 発電事業者による発電計画の策定
- ② 調整力の確保
 - 需給調整市場等の制度設計
 - DR、蓄電池、水素等の技術開発支援
- ③ 送配電網の次世代化
 - ・分散型電源の活用や再エネ適地への送電容量のリバランスを通じた系統安定化も重要
 - 送配電投資インセンティブの検討

(3) 持続的事業

- ・再エネ主力化には、責任と規範を有する事業者の参入と継続的な再投資が不可欠
 - 発電事業として適切な水準の規律整備

※これらのほか、FIT法の抜本見直し等も必要

【将来の再エネ】

わが国を支える
主力電源に

補足資料：パリ協定実施規則

Mitigationに関するガイダンス（ L.22）（1）

- 情報に関する追加ガイダンス（para. 6～10）
 - 第2回（2025年）以降NDCを提出する際に、締約国は、自国のNDCに適用可能な、附属書Iに定める情報を提出。第1回（2020年）についてこれらの情報提供を強く奨励（決定para. 7）
 - このガイダンスは、NDCにmitigation以外の要素を入れることを妨げない。締約国は他の情報も提出できる（特に7条10の適応情報（para. 8））

Mitigationに関するガイダンス(L.22) (2)

- アカウンティングに関するガイダンス (para.11～18)
 - NDCに対応する人為的排出量と吸収量のアカウンティング(勘定)に際しては、締約国は、附属書IIIに定めるガイダンスにしたがってNDCを勘定する(決定para. 13)
 - 締約国はこのガイダンスは第2回NDC以降の勘定に適用し、第1回NDCには適用することを選択できると定める決定1/CP.21のpara.32を想起(para. 14)
 - NDCに対応する人為的排出量と吸収量のアカウンティング(勘定)に際しては、締約国はダブルカウンティングの回避を確保(para. 15)
 - 締約国は、自国のNDCの勘定について、13条7(b)に基づいて提供されるガイダンスなど関連するガイダンスにしたがって、隔年透明性報告書において説明する(para. 17)
 - 提出情報とアカウンティングのガイダンスについて、2027年のCMA10で見直し開始、2028年のCMA11で検討・決定を採択(para. 18)

Mitigationに関するガイダンス（ L.22）（3）

- NDCの特質（features）に関する追加ガイダンス（para.19、20）
 - NDCの特質は、パリ協定の規定に概括されている（para. 19）
 - 2024年のCMA7でNDCの特質に関する追加ガイダンスの検討を継続（para. 20）

NDCの共通の時間枠 (SBI/2018/L.27)

- 締約国は、**共通の時間枠 (common time frames)**を、**2031年以降実施されるNDCに適用**することを決定 (決定 para. 2)
- CMAが検討、決定するために、SBIで勧告を作成するため、**2019年6月のSBIで、継続審議**することを要請 (para. 3)

透明性(L.23)(1)

- 行動及び支援の透明性枠組みに関する方法、
手続及び指針(MPG)採択(決定para. 1)
- 2028年のCMA11までに第1回の見直しを行い、
さらなる見直しはCMAが適当と考えるように行う
ことを決定(決定para. 2)
- 締約国は、第1回隔年透明性報告書及び国家排
出報告書(単独の報告書として提出する場合)を
遅くとも2024年12月31日までに提出することを決
定(決定para. 3)
- 後発途上締約国及び島嶼途上国は、その裁量
で、13条7-10の定める情報を提出することがで
きることを決定(決定para. 4)

透明性(L.23)(2)

- MPGに定める行動に加えて、事務局に次のことを要請(決定para. 6)
 - 締約国の隔年透明性報告書と国家排出報告書に関する統合報告書を作成
 - 技術専門家審査に関する年次報告書を作成
 - 締約国の隔年透明性報告書と国家排出報告書、技術専門家審査に関する年次報告書、進捗に関する促進的多数国間検討の記録を公表
- CMA3(2020年)で検討し採択するために次のことに関するMPGを作成するようSBSTAに要請(para. 12)
 - Common reporting tablesとcommon tabular formats
 - 隔年透明性報告書と国家排出報告書、技術専門家審査に関する年次報告書の概要
 - 技術専門家向けの訓練プログラム
- Consultative Group of Experts (CGE)は、2019年1月からパリ協定の下で機能することを決定(para. 15)

15条遵守委員会(L.5)

- 委員会の効果的な運営に関する方法・手続採択（決定para. 1）
- 2024年のCMA7で、第1回の見直しを行い、さらなる見直しを定期的に行うことを検討することを決定（決定para. 2）

15条方法・手続(L.5)(1)

- I 目的、原則、性格、機能及び適用範囲
 - 委員会は専門家ベース、促進的な性格。透明で、敵対的でなく、懲罰的でない態様で機能。各国の能力と状況に特別に留意(para. 2)
 - 委員会の作業は、2条を含むパリ協定の規定を指針とする(para. 3)
 - 委員会は、履行強制や紛争解決のメカニズムとして機能せず、懲罰や制裁を科さない。国家主権を尊重(para. 4)

15条方法・手続(L.5)(2)

- II 制度的取り決め

- 12名の委員からなる。国連の5つの地域グループから各2名、島嶼国から1名を選出(para. 5)
- 3年任期、6年が最大(para. 7)
- 2019年のCMA2で委員を選出(para. 8)
- 2名の共同議長を選出(para. 11)
- 会合は少なくとも年2回、2020年に開始(para. 12)
- 定足数は出席する委員10名(para. 15)
- コンセンサスで合意。合意できない場合には、出席し投票する委員の少なくとも4分の3で決定を採択(para. 16)
- 委員会が手続規則を作成し、2020年のCMA3で検討・採択(para. 17)

15条方法・手続(L.5)(3)

• III 開始とプロセス

- 委員会は各国の能力と状況に特別の留意を払う(para. 19(c))。対応措置の影響に考慮を払うべき(should)(para. 19(e))
- 委員会は、自らの実施・遵守に関する書面の提出を基に、事案を検討すべき(para. 20)
- 委員会は、締約国が次のことを行わなかった場合に事案について検討を開始(para. 22(a))。これらの事案の検討は、NDC、情報の内容について取り扱わない(para. 23)
 - 4条に基づくNDCの提出・維持をしなかった場合
 - 13条7(排出インベントリー、進捗のトラッキング情報)及び13条9(支援に関する情報)、または9条7(隔年に提出される支援に関する情報)に基づく義務的な報告・情報を提出しなかった場合
 - 促進的な、多国間の進捗検討に参加しなかった場合
 - 9条5に基づく義務的な情報提出を行わなかった場合
- 関係締約国の同意を得て、13条7及び13条9に基づき締約国が提出する情報と、13条13の定めるMPGとの重大で、継続的な不一致に関する事案の促進的検討を行うことができる(para. 22(b))
 - 専門家による審査最終報告書の勧告と、締約奥の書面による意見に基づいて検討
 - 13条14及び13条15、MPGの規定で、能力に照らして途上国が必要とする、定められた柔軟性を考慮する
- 委員会は、各国の能力と状況に特別な留意を払い、手続の時間枠について柔軟性を与える(para. 26)

15条方法・手続(L.5)(4)

- IV 措置とアウトプット
 - 適当な措置、認定または勧告を確認する際に、委員会は**各国の能力と状況に特別の留意を払う**(para. 28)。島嶼国とLDCの状況、不可抗力の状況について認められるべき(should)(para. 28)
 - 委員会は適当な措置をとる。例えば(para. 30)
 - 関係国との対話
 - 関係国が適当な支援機関と取り決めることを支援
 - 関係国への勧告
 - 行動計画策定の勧告、要請されれば策定を支援
 - 事実認定を発表
 - 関係国は委員会への情報提供を奨励される(para. 31)

15条方法・手続(L.5)(5)

- V 制度上の問題(systemic issues)の検討
 - 委員会は制度上の問題を特定でき、CMAの検討のためにそれらの問題について注意を喚起し、適当な場合勧告をにより注意を喚起することができる(para. 32)
 - CMAは、制度上の問題を検討することを委員会に要請できる(para. 33)
 - 委員会は、制度上の問題を取り扱う際に、個別の締約国の実施、遵守に関する事案を取り扱わない(para. 34)
- VI 情報
 - 委員会は、専門家の助言を求め、パリ協定の下でのプロセス、機関、取り決め及びフォーラムからの情報を求め、受領することができる(para. 35)

9.5条資金に関する隔年の情報提出(L.15)

- 先進国に2020年から隔年報告を開始するよう要請(決定 para. 4)
- 事務局にonline portalの作成を要請(para. 6)
- 事務局に2021年から情報のとりまとめの作成を要請。GSTの指針となるよう(para. 7)
- 事務局に2021年からCOP中のワークショップ開催とワークショップの要約報告書の作成を要請(para. 8)
- 2021年のCMA4から、上記の情報のとりまとめ、ワークショップの要約報告書をCMAが検討(para. 9)
- 2021年から隔年で気候資金に関する閣僚級対話を開催(para. 10)。対話の討議をCOP議長が要約し、それ以降のCMAで検討(para. 11)。COPにも検討を要請(para. 12)
- 2023年のCMA6で、情報を定める附属書を更新することを検討(para. 13)

適応基金 (L.11)

- 適応基金は、2019年1月1日からパリ協定のCMAから指導のもとで機能し、CMAに対して説明責任を負う(決定para. 1)
- 適応基金は京都議定書の市場メカニズムからの資金を受け続ける(para. 2)
- パリ協定の6条4の利益の一部(Share of proceeds; SOP)が利用可能となった段階で、適応基金は専らパリ協定の基で機能する(para. 3)
- 適応基金の理事会は、パリ協定の締約国をメンバーとするよう、京都議定書のCOP(CMP)に要請(para. 4)
 - 2019年6月のSBIで検討、11月のCMPで検討
- パリ協定の6条4のSOPから資金を受け取る(para. 5)
- 京都議定書からパリ協定への適応基金の移行に伴う問題について適応基金理事会に検討を要請。その勧告を2019年のCMA2で検討(para. 6)
- 対応する京都議定書のCOP(CMP)の決定案あり

ご清聴ありがとうございました。
Thank you so much for your attention.

高村ゆかり (Yukari TAKAMURA)
e-mail: yukari.takamura@ir3s.u-tokyo.ac.jp